

墨田区暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等）</p> <p>第6条 区は、法第9条第21号から第24号まで、第26号及び第27号に掲げる行為その他の行政対象暴力（暴力団関係者が不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 区は、法第9条第15号から第20号までに掲げる行為その他の行政対象暴力（暴力団関係者が不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。